

# 官報

## 号外

昭和二十六年十一月二十九日

### ○第十二回 衆議院會議録 第二十二号

昭和二十六年十一月二十九日(木曜日)

議事日程 第二十一号

午後一時開議

第一 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

午後三時二十一分開議

○議長(林謙治君) これより會議を開きます。

第一 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

●本日の會議に付した事件  
日程第一 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謙治君) 日程第一、図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告を求めます。図書館運営委員理事岡谷光衛君。

〔岡谷光衛君登壇〕

○岡谷光衛君 国立国会図書館法第十一條の規定により、前回御報告いたしました分に引続き、国会図書館運営の経過等に関する図書館運営委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会は、本年度に入りまして以来数回にわたつて委員会を開会し、組織規程の改正案、経過報告、昭和二十六年年度の補正予算等を審査いたしましたのでありますが、その結果につき

まして、以下事項別に御報告することにしたします。

まず国会図書館の組織面におきまして、第一に申し上げべきことは、支部図書館の新設についてであります。すなわち、昨年十月に設置いたしました大倉山分室は、本年度より予算を得て、正式に支部大倉山文化科学図書館として発足いたしました。また行政部門に設けられたものとしては、特別調達の図書館が同じく本年度より、中央氣象台図書館が十一月よりそれぞれ支部図書館となり、かくして支部図書館は合計二十七を数えるに至りました。

第二に注目されますのは、調査及び立法考査局の拡充されたことでもあります。これはかねてよりの懸案事項でありましたが、議員各位の御支援と、館長以下関係者の努力とによりまして、本年度より六十名の増員が認められ、それに従い、機構も三課四室であつたものが三課十三室に拡充され、一応満

足すべき充実を見ることになりましたのは、国会図書館本来の使命にかんがみましても、まことに喜ばしいことと考えます。

次に、図書館の活動状況について申し上げます。まず国会に対する奉仕の面において、調査及び立法考査局の拡充に伴い、昭和二十五年下半期、二十六年上半期を通じて、主要な考査件数は約五百件、刊行資料は約五十件となり、従来に比べ、相当にその活躍が認められるのであります。また議員

最後に申し上げますことは、本館の建築に關してであります。現在旧赤坂離宮を使用中の図書館本館が、種々の観点から申し上げるまでもありません、いままら申し上げるまでもありません、ぜひとも国会に隣接した地域に本館を建設したいということは創設以来の懸案であり、本委員会におきましても、昨年本院に御報告申し上げました通り、昭和二十六年の予算を審査いたしました際に、敷地の購入費のみでも至急計上されたい旨勧告をいたしましたのであります。その後図書館に關して敷地並びに建築計画の目途をつけ、明二十七年の予算に、その購入費及び基礎調査費の計上方を目下大蔵當局と交渉中ではありますが、いまだ意のごとくには進捗を見ていない状態であり、この国会議事堂に近接して国会図書館を設けることの必要につきましては、もはや贅言を要しないところで

を必要とする面にも頒布する業務を開始いたしました。これは現在のところでは、予算並びに需要の關係により、その数量において必ずしも十分なものは申せませんが、地方の図書館の能率を上げ、その経費を節約する上に非常に有意義なものでありますので、中央図書館としての国会図書館におけるこの種業務が将来いよく発展すること

を大いに期待している次第であります。なお国会図書館において、わが國の憲政に關する資料の収集を企て、明治初年の貴重な資料二万余点を購入し、あるいはその預託を受けて、このほど憲法に關する資料展覧會を開催いたしましたことは、各位のすでに御承知の通りであります。

あります。何とぞ議員諸賢におかれましては、深き御理解のもとに、これが実現いたすよう一段の御支援と御協力を賜わらんことを切にお願い申し上げます。以上、簡単ながら報告を終ります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○倉石忠雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林謙治君) 倉石君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会議事小山長君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法

律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得に対する同法第十七條又は第十八條」を「又は配当所得に対する同法第十七條、第十八條又は十九條第一項」に改め、同條第二項中「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配」に改める。

第五條第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削り、同條第二項中「又は退職所得」を削る。

第五條の二第二項及び第五條の三第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削る。

第五條の四第二項中(退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額)を(昭和二十五年の同項に規定する期間中に支拂を受ける退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額、昭和二十六年中に支拂を受ける退職所得については当該金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額)に改め、同條第三項中「これを準用する。」を「これを準用する。この場合において、同項中「給

與所得」とあるのは「給與所得又は退職所得」と読み替へるものとする。」に改める。

第五條の五第一項中「所得税法第二十六條の四第一項の規定による青色申告書」を「青色申告書(所得税法第二十六條の三第一項に規定する青色申告書をいう。以下第五條の七において同じ。)」に改め、「本條中」を削り、同條第二項から第四項までを次のように改める。

前項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六を第五條の九とし、第五條の七を第五條の十とし、第五條の八を第五條の十一とし、第五條の五の次に次の三條を加える。

第五條の六 青色申告書(法人税法第二十五條第一項に規定する青色申告書をいう。以下本條及び第五條の八において同じ。)を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等でその製作後事業の用

に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供された日以後三年内の日を含む各事業年度について同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該機械等の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。)においてなした当該機械等の償却額が同項の規定により計算した償却範囲額(本項の償却不足額があるときは、当該償却不足額を加算しない前の金額)に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却

不足を生じた事業年度後当該事業年度直前の事業年度までの所得の計算上総益金から控除されなかつた金額とする。

第五條の七 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十條の三に規定するたな卸をなすべき資産(以下本條中たな卸資産という。)の価格の低落に因る損失に備へるため、その年十二月三十一日において当該個人の有価証券以外のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該個人のたな卸資産たる証券取引法第二條第一項及び第二項に規定する有価証券(国債証券を除く。)に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額(証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二條第二項の規定により公表されたその年十二月中の毎日の最終価格の平

均額)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額(以下本條中繰入限度額という。)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌年の事業所得の計算上、これを繰入金額に算入する。

第一項の規定は、所得税法第二十六條又は第二十六條の二の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額を必要経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に価格変動準備金勘定の記載がある貸借対照表及びその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散又は合併に因り消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度を除く。)において、法人税法第九條の七に規定するたな卸をなすべき資産

(有価証券を除く。以下本條中たな卸資産という。)又は証券取引法第二條第一項及び第二項に規定する有価証券(国債証券を除く。以下本條中有価証券という。)の価格の低落に因る損失に備えるため、当該事業年度終了の日において当該法人のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合の

そのこえる金額に、同日において当該法人の有価証券に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額(証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二條第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額(以下本條中繰入限度額という。)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の法人税法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定により法人税法による所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法による所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの申告書に、価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第九條に次の一項を加える。

森林法により森林の立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金融通法第二條第二号の二の規定により資金の貸付をなす場合における抵当権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該資金の貸付に係る旨を証明されたものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法にかかわらず債権金額の千分の一とする。

第十四條第一項中「收用されたものを「收用され補償金を取得する」に改め、「土地等の收用に因り交付を受けるべき」を削り、同條第二項中前項を「第一項及び前項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、基準日において個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理が施行された場合又は土地改良法により土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換に因り清算金を取得するときに、これを準用する。この場合において、同項中「当該補償金の額(当該收用を受けた資産が所得税法第十條の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二條第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額)」とあるのは「当該清算金の額」と読み替へるものとする。

第十五條第一項中「收用されたものを「收用され補償金を取得する」に改め、同條第三項中「第二項」を「第四項」に、「前項第一号」を「第二項第一号及び前項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前條第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「收用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替へるものとする。

前二項の場合において、收用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ收用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前條第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「收用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替へるものとする。

第一項及び前項の場合において、收用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部

昭和二十六年十一月二十九日 衆議院會議録第二十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案

分についてはのみ收用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

同條の次に次の二條を加える。

第十六條 個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき土地收用法等により土地等の收用があつた場合又は特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業が施行されたことに因り当該土地若しくは土地の上に存する権利については換地処分若しくは交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき(補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む)は、所得税法第九條第一項又は資産再評価法第九條第一項の規定の適用については、第十四條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、譲渡がなかつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた土地

又は土地の上に存する権利に係る收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利につき当該收用、換地処分又は交換の時後譲渡、相続、遺贈又は贈與があつた場合において当該譲渡、相続、遺贈又は贈與に因り所得税法第九條第一項の規定により所得を計算するとき、又は資産再評価法第九條第一項の規定により再評価を行うときは、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期とみなす。

第十七條 所得税法第五條の二第一項並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條第一項の規定は、国又は地方公共団体に対する贈與若しくは遺贈については、これを適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下

「法」という)第五條の四第二項の規定は、この法律施行後若し拂を受ける退職所得につき適用する。

3 法第五條の六の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

4 法第五條の七の規定は、昭和二十七年分の所得税から適用する。但し、昭和二十七年分の所得の計算につき同條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と読み替へるものとする。

5 法第五條の八の規定は、法人の法人税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号)により改正された法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十七條第一項第一号の規定の適用を受ける事業年度分の法人税から適用する。但し、同号の規定がその日以後終了する事業年度分の法人税から適用されることとされたその日以後六月の期間内に終了する事業年度につ

き第五條の八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十八・五」と読み替へ、その日以後六月を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替へ、その日以後一年を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十六」と読み替へるものとする。

6 法第十四條第二項及び第三項、第十五條第三項及び第四項並びに第十六條の規定は昭和二十六年一月一日以後收用、換地処分又は交換があつた場合、法第十七條の規定は同日以後遺贈又は贈與があつた場合について適用する。

7 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業

年度の終了の日までの間において特別都市計画法、都市計画法又は土地改良法の規定により換地処分又は交換があつた土地又は土地の上に存する権利については法第十五條第三項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、法第十五條第三項において準用する同條第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

8 当分の間、法第十四條第二項及び第十六條第一項中「土地改良法により土地改良事業」とあるのは「土地改良法により土地改良事業が施行され、若しくは土地改良法施行法第二條第一項の規定に基づきな効力を有する旧耕地整理法により耕地整理」と、前項中「土地改良法」とあるのは、「土地改良法若しくは土地改良法施行法第二條第一項の規定に基づきな効力を有する旧耕地整理法」と読み替へるものとする。

9 法人税法の一部を次のように改正する。

第五條の八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十八・五」と読み替へ、その日以後六月を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替へ、その日以後一年を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十六」と読み替へるものとする。

当分の間、法第十四條第二項及び第十六條第一項中「土地改良法により土地改良事業」とあるのは「土地改良法により土地改良事業が施行され、若しくは土地改良法施行法第二條第一項の規定に基づきな効力を有する旧耕地整理法により耕地整理」と、前項中「土地改良法」とあるのは、「土地改良法若しくは土地改良法施行法第二條第一項の規定に基づきな効力を有する旧耕地整理法」と読み替へるものとする。

法人税法の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「その被合併

法人の確定法人税額に六(当該合

併法人の当該事業年度開始の日か

ら六箇月の期間内に合併がなされ

たときは、当該期間のうちその合

併後の期間の月数)を乗じて被合

併法人の確定法人税額の計算の基

礎となつた事業年度の月数で除し

て計算した金額を左に掲げる金

額」に改め、同項に第一号及び第

二号として次のように加える。

一 当該合併法人の前事業年度中

に合併がなされた場合において

は、前事業年度の月数に対する

前事業年度開始の日からその合

併の日までの月数の割合に六を

乗じた数を被合併法人の確定法

人税額に乗じて当該確定法人税

額の計算の基礎となつた事業年

度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度

開始の日から六箇月の期間内に

合併がなされた場合において

は、当該期間のうちその合併後

の期間の月数を被合併法人の確

定法人税額に乗じて当該確定法

人税額の計算の基礎となつた事

業年度の月数で除して計算した

金額

租税特別措置法の一部を改正する

法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正す

る法律案に対する修正

租税特別措置法の一部を改正する

法律案の一部を次のように修正す

る。

第十六條の改正規定の前の「同條

の次に次の二條を加える。」を「同條

の次に次の三條を加える。」に改め、

第十七條の改正規定の次に次の一

條を加える。

第十八條 所得税法の臨時特例に関

する法律第十九條第一項及び第二

項の規定は、信託会社(信託業務

を兼営する銀行を含む。以下同

じ。)がその引き受けた証券投資信

託の信託財産に属する株式又は出

資について支拂を受ける利益の配

当又は剰余金の分配に因る所得に

ついては、これを適用しない。

前項の規定は、信託会社が、当

該株式又は出資がその引き受けた

証券投資信託の信託財産に属する

旨を示して、その利益の配当又は

剰余金の分配の支拂をなす者の備

え付ける帳簿にその名称及び主た

る事務所の所在地その他命令で定

める事項の記載を受けた場合にお

いて、その記載を受けている期間

内に当該株式又は出資について支

拂を受けるべき利益の配当又は剰

余金の分配に因る所得についての

み、これを適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 ただいま議題となりま

した租税特別措置法の一部を改正する

法律案について、大蔵委員会における

審議の経過並びにその結果について御

報告申し上げます。

この法律案は、最近における経済情

勢の急激な変動にかんがみ、企業の有

するたなおろし資産または有価証券に

ついて新たに価格変動準備金制度を創

設して、これらの資産の価格の低落に

よる損失に備へることとするほか、土

地区画整理等があつた場合における課

税の特例を設けることとしたのであり

ます。

その内容のおもなるものを申し上げ

ますと、青色申告をしております法人

及び個人の有するたなおろし資産及び

有価証券について価格が変動が生じた

場合、その一割以内の差額を価格変動

準備金勘定に繰入れたときには、その

繰入額を税法上の損金または必要経費

とすることを認めようというのであり

ます。次に、土地区画整理または土地

改良事業による換地処分または交換に

より清算金を取得した場合、再評価税

のみを課税し、所得税及び法人税は課

税しないこととする等であります。

本委員会においては、政府委員より

提案理由の説明を聴取した後、慎重審

議を重ね、本日質疑を打ち切りました。

次いで、不肖小山長規より本案に対

する修正の動議を提出いたしました。

その内容を簡単に申し上げますと、信

託会社が引受けた証券投資信託の信託

財産たる株式については、所得税法の

臨時特例に関する法律の第十九條第一

項及び第二項の規定、すなわち源泉徴

収の規定を適用しないというのであり

ます。

次いで、討論を省略して、ただちに修

正案及び修正部分を除く原案について

採決いたしましたところ、本案は起立多

数をもつて修正議決いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(林讓治君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正でありま

す。本案を委員長の報告の通り決す

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林讓治君) 起立多数。よつて

本案は委員長報告の通り決しました。

明三十日は定刻より本会議を開きま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

出席国務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

電気通信大臣 岡野 清豪君

国務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

朗読を省略した報告

一、昨二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

所得税法の臨時特例に関する法律

法人税法の一部を改正する法律

物品税法の一部を改正する法律

赤備安定特別会計法

裁判所職員臨時措置法

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十六年年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律

一、昨二十八日本院は第十二回国会の会期を十一月二十九日から十一月三十日まで二日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、昨二十八日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は国会の会期を十一月三十日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十八日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十五年第四・四半期中における予算使用の状況

一、昨二十八日召集に応じた議員は次の通りである。

東京都第六区選出 山口シヅエ君

一、昨二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事 松澤 兼人君(理事松澤兼人君去る二十六日委員辞任につきその補欠)

地方行政委員会

理事 門司 亮君(理事門司亮君去る十九日委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 佐久間 徹君(理事西村直己君昨二十八日理事辞任につきその補欠)

厚生委員会

理事 金子與重郎君(理事金子與重郎君去る十日委員辞任につきその補欠)

理事 岡 良一君(理事岡良一君去る十七日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 立花 敏男君

人事委員

松本 七郎君 柄澤まよ子君

地方行政委員

山口シヅエ君 加藤 充君

外務委員

近藤 鶴代君 越智 茂君

文部委員

農林委員

越智 茂君 中垣 國男君

近藤 鶴代君

水産委員

小松 勇次君 三木 武夫君

運輸委員

郵政委員

小西 寅松君 長尾 達生君

三木 武夫君

高田 弥市君 田中不破三君

小松 勇次君

労働委員

船越 弘君 中垣 國男君

建設委員

高田 弥市君 長尾 達生君

一、昨二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 加藤 充君

人事委員

松澤 兼人君 林 百郎君

地方行政委員

門司 亮君 立花 敏男君

外務委員

越智 茂君 近藤 鶴代君

文部委員

農林委員

近藤 鶴代君 船越 弘君

水産委員

越智 茂君 中垣 國男君

運輸委員

郵政委員

三木 武夫君 小松 勇次君

労働委員

田中不破三君 高田 弥市君

小松 勇次君

長尾 達生君 柄澤まよ子君

三木 武夫君

小西 寅松君

建設委員

中垣 國男君 船越 弘君

建設委員 長尾 達生君 高田 弥市君

決算委員

小西 寅松君 田中不破三君

一、昨二十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚に關する特別委員 高田 富之君

一、昨二十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚に關する特別委員 林 百郎君

一、昨二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

裁判所職員臨時措置法案

一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

所得税法の臨時特例に関する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法案

一般職の職員<sub>の</sub>給与に関する法律<sub>の</sub>

一部を改正する法律案

特別職の職員<sub>の</sub>給与に関する法律<sub>の</sub>

一部を改正する法律案

昭和二十六年度における国家公務員

に対する年末手当<sub>の</sub>額の特例に関する

法律案

衆議院會議録第十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

三<sub>七</sub> 五<sub>末</sub> 六<sub>五</sub> みずから 自身から

三<sub>六</sub> 四<sub>三</sub> 正に 特に

昭和二十六年十一月二十九日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

昭和二十六年十一月二十九日 衆議院會議録第二十二号

昭和二十五年第三種郵便物認可

三  
五  
一  
九  
所  
東京新宿区市谷本村町一五